災害に備えて、家庭でできること。地域でできること。

～家庭・地域での災害への対応力が、被害を最小限に抑えます～

大地震や風水害などの大規模災害から身を守るためには、普段から災害に備え、自分の命は自分で守ること（自助）・地域住民が助け合って地域を守ること（共助）が重要です。

いざという時に適切な行動ができるように、家庭や地域で防災について話し合い、できる事から取り組みましょう。

豪雨で増水した木曽川
＝7月6日笠松みなと公園にて

■避難情報を入手して早めの行動を

避難のための情報は、防災行政無線やあんしんかさまつメールなどを通じて、住民の皆さんにお伝えします。町災害対策本部から、以下の3段階に分けて発令しますので、より安全な避難のために役立ててください。

発令	行動	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備を始めましょう。高齢者や障がいのある方、乳幼児やその支援者は避難を開始しましょう。	避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合に発令されます。
避難勧告	すみやかに避難を始めてください。	災害による被害が想定され、人的被害の可能性が高まった場合に発令されます。
避難指示（緊急）	ただちに避難してください。	災害が発生するなど、状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令されます。

※外出することでかえって危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所（洪水時は最上階など）に避難してください。

■町では災害時に備え、住宅などに対して次の防災関係の対策支援を行っています。

助成・支給対象事業名	助成内容や対象者など	問合先
家具転倒防止補助器具の支給	65歳以上のみ、または身体障がい者（2級以上）のみで構成する世帯に家具が地震で倒れないように壁や柱に固定する金具を支給します。	総務課 ☎388-1111
防災及び緑化に関する補助金	道路に面したブロック塀などの倒壊による事故を防止するためブロック塀の除去費用や生け垣の設置費用の一部を助成します。ブロック塀の除去については、平成32年3月末まで補助率を引き上げています。詳しくは、広報8月号班回覧をご覧ください。	
木造住宅耐震診断相談士派遣	昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅に、県に登録された岐阜県木造住宅耐震相談士を派遣して無料で耐震診断や補強工事の概算などの情報提供を実施します。	建設課 ☎388-1117 【申込期限】 12月28日（金）
建築物耐震診断助成（旧基準建築物）	昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅以外の建築物の耐震診断費用の一部を助成します。	
建築物耐震診断助成（新基準建築物）	昭和56年6月1日以降に着工された木造一戸建て住宅、長屋、共同住宅の耐震診断費用の一部を助成します。	
木造住宅耐震補強工事助成	昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅で、耐震診断相談士による診断の結果補強が必要とされ、相談士が設計や工事監理をする木造住宅の耐震補強工事費用の一部を助成します。	
耐震シェルター設置助成	昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造一戸建て住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と判断された住宅で、65歳以上または障がいのある方を含む世帯に対して、安全性の評価を受けた耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を助成します。	

※上記は支援制度の概要を記載したものですので、詳細は各担当課にお問合せください。

■お宅のブロック塀は大丈夫ですか？

正しく施工されていないブロック塀や老朽化したブロック塀は、地震時に倒壊して通行人に危害を及ぼすおそれがあるだけでなく、避難・救援活動の妨げになる可能性がありますので、日ごろから適切な管理をしましょう。

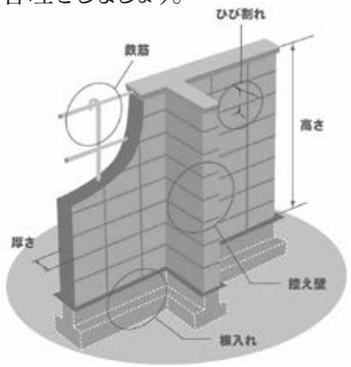

～主なチェックポイント～

1. 塀の高さは地盤から2.2m以下か
2. 塀の厚さは10cm以上か（塀の高さが2m以上の場合は15cm以上か）
3. 塀の高さが1.2m以上の場合、塀の長さ3.4m間隔以下で、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか
4. コンクリートの基礎があるか
5. 塀に傾きやひび割れはないか
6. 塀に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されているか（塀の高さ1.2m以上の場合は30cm以上基礎が根入れされているか）

■確認しておきたいこと

○避難場所や避難経路の確認

避難場所がどこにあるか確認し、安全に移動できる経路をふだんから確認しておきましょう。
地震のとき･･･ブロック塀や崩れやすい壁など、余震で崩れる危険のある場所を避ける。
水害のとき･･･側溝にふたが無いなど、増水時にどこまでが道路かわからなくなる場所を避ける。

○非常用の持出品の確認

各家庭で「非常用持出袋」を用意して、避難するために必要なもの（3日間程度の水や食料など）をまとめて、目につきやすい所定のところに置いておきましょう。

○緊急連絡方法の確認

家族間でお互いの連絡方法や集合場所を決めておくほか、災害用伝言ダイヤルの利用方法も確認しておきましょう。

■災害時の情報収集や連絡サービスの利用方法

○あんしんかさまつメール

町内の防災・防犯情報など身の周りの危険に関する情報が電子メールで配信されます。右のQRコードを読み取るかkasamatsu@sg-m.jpに空メール（題名・本文は入力しない）を送信してください。

○ぎふ川と道のアラームメール

希望の地域の大雨、洪水、道路規制など身の周りの危険に関する情報が電子メールで配信されます。

主な配信内容：「大雨・洪水注意報」、「大雨・洪水警報」、「雨量情報」、「河川水位情報」、「土砂災害警戒情報」、「道路通行規制情報」

登録方法：携帯電話からt-gifu@sg-m.jpに空メール（題・本文は入力しない）を送信してください。仮登録完了のメールがすぐに届きますので、掲載されている手順に従って登録してください。パソコンからは「ぎふ川と道」で検索してください。

○ぎふ山と川の危険箇所マップ

浸水想定区域や土砂災害警戒区域をパソコンから確認することができる「ぎふ山と川の危険箇所マップ」が開設されています。

アクセス方法：パソコンやスマホから「ぎふ山と川」で検索するか、町ホームページのトップページ右下バナー「自宅、大丈夫?ぎふ山と川の危険箇所マップ」からもアクセスできます。

○緊急速報メール（エリアメール）

災害時に、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルの携帯電話をお持ちの方に一斉に緊急災害情報が配信されます。

○防災行政無線放送など

防災行政無線放送や町ホームページ、町広報車などから避難誘導案内や災害状況などがアナウンスされます。